

2019年度 介護職員処遇改善加算の所得状況

【対象事業所】 ・あおぞら苑 ・あおぞら苑Ⅱ
・あおぞらヘルパーステーション ・ソラエ

【処遇改善加算による賃金改善】

処遇改善加算Ⅰを取得し、介護職員の毎月の給与に手当として支給しています。

◎特別手当 常勤職員 月額2万円（夜勤なし）
月額3万円（夜勤あり）
非常勤職員 実労働時間 × 200円

◎資格手当 常勤職員 介護福祉士 月額5,000円
実務者研修 3,000円
初任者研修 1,500円
非常勤職員 上記金額をもとに労働時間により個別で設定

◎祝日手当 日曜、祝日に出勤された職員に対し、日当の25%分

◎訪問手当 訪問手当 月額1万円（訪問介護員の常勤職員）

【介護職員等特定処遇改善による賃金改善】

特定処遇改善加算Ⅱを取得

☆ 経験・技能のある介護職員 = 介護福祉士として介護経験が10年以上、および当法人での勤続年数5年以上の職員（2019年度は対象者1名）

【改善内容】 基本給を2号俸昇給
特別手当を1万円増額
賞与を25万円増額 により、年収480万円超に改善

☆ その他の介護職員

【改善内容】 資格手当 介護福祉士に対し5,000円増額（計1万円）
夜勤手当 1回2,000円増額

上記の処遇改善手当等による賃金改善額平均額 一人約50万円（年額）となった。